

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
24 年 - 27 (24. 11.26)	生活環境	<p>湖山池高塩分化事業の中止と見直しについて</p> <p>▶理由 2012 年 3 月 12 日に湖山川の水門が開放され、鳥取市の湖山池はこの湖が少なくとも江戸時代中期以降一度も経験したことのない高濃度の塩分にさらされ（湖山池の本来の塩分は海水の 1/20 以下。事業計画では東郷湖なみの 1/10 ～ 1/4 にするというものだが、現在は 1/4 をさらに超えて 1/3 にも達している）、生物相は激変している。水門を開放するのだから湖山池が本来の塩分に戻る、つまり「汽水域の復元・再生」になると多くの市民が誤解している（鳥取県と鳥取市が共同で作成したパンフレットにそのような記述をされていることがこの誤解を助長している）が、1983 年の千代川の河口の改修により、湖山川はそれ以前の千代川の下流部から海（賀露港）に直結させられたため、水門を開放すると、湖山池は未経験の高濃度の塩分にさらされることになる。</p> <p>このため、「鳥取県希少野生動物の保護に関する条例」によって鳥取県特定希少野生動植物に指定されているカラスガイはわれわれ専門家の意見をまったく無視して県が強行した移植と水門解放によって湖内に生息していた集団は絶滅した（「鳥取県希少野生動物の保護に関する条例」違反）。現在は周辺の流入河川にごく少数の個体が生残しているのが確認されているようだが、絶滅のおそれがきわめて高い状態である。湖山池からカラスガイが絶滅するということは、鳥取県から動物が 1 種絶滅するということを意味し、これが現実になれば、鳥取県は地方自治体がおこなった事業で地元の貴重な野生生物を絶滅させた全国初の自治体となる。</p> <p>また湖山池には、多種の淡水貝類、淡水魚、鳥類、植物、トンボなどの水生昆虫などからなる豊かな生態系が成立していたが、これらも壊滅的な打撃を受けており、鳥取県の生物多様性は大きく損なわれている（生物多様性基本法違反）。この事業では環境アセスメントも動植物相の事前の調査もおこなわれて</p>	鶴 崎 展 巨 (鳥取市)	

おらず（環境影響評価法違反、鳥取県環境影響評価条例違反）、また水門開放以前にわれわれが当地の高い生物多様性について情報提供し、鳥取県の生物多様性保全にとってきわめて問題の多い事業であることを指摘していたにもかかわらず、県はこれを無視して事業を強行した。この事業はその内容でも進め方でも鳥取県の環境行政に重大な問題を抱えており、この問題をこのまま放置しては鳥取県の環境行政・環境教育はまったく立ちゆかなくなる。

以上のような理由により、湖山池高塩分化事業を至急に見直し、塩分を湖山池本来の濃度（海水の 1/20 以下）に戻すようお願いするものである。また、水質管理については、ヒシ刈り取り船の導入などによってヒシ刈り取りのコストを軽減し、刈り取ったヒシを水系外に持ち出すことで過剰有機物を除去するなど、塩分導入以外の方策の検討をお願いする。

なお、本事業の問題点は多岐にわたるが、その主要なものの詳細は以下のとおりである。

- 1) 湖山池の淡水性の絶滅危惧種（レッドデータブック掲載種、鳥取県ではここにしかない2種を含む）を絶滅させる
鳥取県のレッドデータブック（改訂版 2012）に掲載されている種で湖山池に生息する水生の動物は 16 種あるが（鳥類や陸上昆虫を含めるともっと多い）、これらの多くは本事業が目指していた東郷湖なみの塩分（海水の 1/10 ～ 1/4）では生息できない。湖山池の流入河川は少なく、あっても、短く水量が少ないのが特徴で、湖山池がこの塩分になると、これらの淡水性生物には逃げ場がなく、絶滅させる危険がきわめて高い。鳥取県は、この事業開始にあたって、アセスメントを実施しておらず、地元の動植物の専門家の誰にも何の相談もしていなかったため、これらのリストをもっていなかった。少なくとも 2012 年の 2 月までにはこのリストは県の担当者（生活環境部 水・大気環境課）には提供していたが、県はこれらについて何の対策もほどこさず、我々の意見を完全に無視して 3 月に事業を実施した。そして、これらの種の大半を絶滅させている（少なくとも淡水貝類 7 種は湖山池湖内で

は絶滅しているのを確認済み)。これは「鳥取県希少野生動物植物の保護に関する条例」(2001)に対する違反である。

2) 特定希少野生動物植物のカラスガイの絶滅

鳥取県は2001年に策定した「鳥取県希少野生動物植物の保護に関する条例」において、動物8種、植物33種を鳥取県特定希少野生動物植物として指定し、保護活動に携わるNPO法人などの団体に補助金を支出して保護にあたってもらうなどの活動をしている。この条例は当時、先進的な取り組みとして、近県から高い評価を得ていたものである。

カラスガイ(鳥取県レッドデータブックで絶滅危惧I類CR+EN)は、その特定希少野生動物植物に指定された8種のうちのひとつである。環境省のレッドリスト(2012)では準絶滅危惧(NT)とランクはあまり高くないが、西日本ではその生息地は現在ではきわめて限定されており、中国地方近辺ではどの県でも残っている生息地はせいぜい1カ所か2カ所である。鳥取県では湖山池が唯一の残された健全な生息地であった。昨年(2011)、鳥取県生物学会の会員によって鳥取砂丘の多鯰ヶ池でも生息が確認されたが、当地ではブラックバスとブルーギルという捕食性外来魚の蔓延によりカラスガイが生育するのに必要なヨシノボリ類(カラスガイをはじめとするイシガイ類はすべての種がグロキディウムと呼ばれる幼生期を経るが、これはヨシノボリ類などの淡水魚に寄生生活を送る)が絶滅状態であるためか、幼貝が見つかっておらず、多鯰ヶ池での本種の存続は残念ながら見込みが薄い。したがって、湖山池のカラスガイが絶滅するということは、鳥取県から1種の動物が絶滅するということを意味すると考えていただいてよい。

湖山池のカラスガイの保護措置について、鶴崎は2011年8月19日に鳥取県生活環境部 水・大気環境課の課長ほか数名の訪問を受け、それ以後、イシガイ類に詳しい谷岡浩氏(鳥取市)をまじえて何度か協議をおこなったが、県が提示してきた案は、1)他の池に移植する、2)湖山池内の塩分の低そうなところに移植する、といった、今日の生物保全

の考え方では、まったく論外のものであったため、私と谷岡氏はそのような対策で湖山池のカラスガイを守ることは無理であると一貫して主張してきた。これは、県が提唱したこれらの案が、現在の生息地で保存するという生物保全の考え方の原則（各生物は進化の過程で、地域ごとに遺伝的分化を遂げていることがふつうで、生息地を人為的に移すことは慎まなければならない）に反するのみでなく、イシガイ類が、前述のように幼生が特定の魚類に寄生するという習性をもつため、移植がもともと非常に困難な動物であり、そのような移植が成功する見込みが非常に低い（実際に、他に、イシガイ類保護の目的でこれを移植して成功したという事例は聞かない）と判断されたからである。

我々の反対を無視して、2012年3月8日に、県は湖内から採集したカラスガイ 26 個体を長柄川（ここにはカラスガイの生息はもともと確認されていなかった）に移植したが、このような対策でカラスガイの集団を維持できるという理由はどこにも見当たらない。長柄川はカラスガイの生息がもともと確認されていなかった場所であり（そこに生息していないということは、生息に不都合な何かの理由があるからであり、いないところに移植して移植が成功したという事例はきわめて乏しい）、またわずか 30 未満の個体の移植で個体群が存続できると主張する人は生態学を少しでも学んだ者であれば皆無であろう（ふつうは、個体数が 500 を下回ると存続が危ないといわれる）。

県はこのような、まったく保護にもなっていない策で保護をおこなったと主張し、その結果、これらの移植個体は 2012 年 8 月上旬には全滅しているのが確認された。

なお、鳥取県は、カラスガイが絶滅しなければ「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」に対する違反ではないと考えているようであるが、これは誤りである。この条例では 1 個体を許可なく捕獲や売買をしたのみで、罰金や懲役を科すというものであって、生息地を悪化させるだけで、違反であろう。県のこの行為には、カラスガイは絶滅してもしかたがない、という考え方がうかがえる。

3) 湖山池ならびに鳥取県全体の生物多様性の減少を招く
鳥取県と鳥取市が配布した湖山池将来ビジョンのパンフレット(2012年1月発行)では湖山池の生物多様性が減少しており、逆に東郷湖の生物相が豊かであるかのような記述が見られるが、これは事実無根であって、種多様性は、鳥類、淡水魚、トンボ類、淡水貝、いずれの分類群においても湖山池のほうが東郷湖よりも1.5～3倍くらい高い。東郷湖なみの塩分(1/10～1/4)になると、淡水性の動植物は湖山池では生息できなくなり(たとえば、この塩分で湖山池から発生できるトンボは皆無であり、この点はおそらく他の水生昆虫の大半でも同様)、湖山池の生物多様性は著しく減少する。

県は、水産対象の魚介類とプランクトンと水生植物については湖山池に産する種のリストを事前に作成したようであるが、鳥類やトンボをふくむ水生昆虫についてはまったく、また淡水貝類についてもきわめて不十分にしか検討しておらず、地元の鳥取県生物学会、野鳥の会鳥取県支部などの会員からなる専門家にも何らの照会もしていない。これらのリストは水門開放前に、県の担当者に渡したが、県はこの点についても何の検討もせず、事業を実施し、湖山池の生物多様性に壊滅的な打撃を与えている。

水門を開放すると、海産の種が入り込んでその分の種数が増えるという意見があるかもしれないが、これらは湖山池の本来の生態系にとっては、いわば外来種であり、これをカウントすべきではない。湖山池が海の環境に近づくことによって、地域間を移動したときに感じられる生物多様性(ベータ多様性という)は減少し、鳥取県全体の生物多様性も貧弱化することになる。この点は、湖山池の塩分を東郷湖と同様にすることでも生じる。島根県の水生生物が多様なのは、中海(塩分が海水の2分の1)と宍道湖(塩分は海水の10分の1)という塩分が異なる湖がそろっているためである。鳥取県も東郷湖(海水の1/10から1/4)と湖山池(海水の1/20以下)という塩分の異なる湖があるから鳥取県全体の生物・景観の多様性が生まれていると認識するべきである。

この事業はこれらへの認識を完全に欠いており、「生物多

様性基本法（2008年制定）」に対する明白な違反である。

4) 塩分の変化という非常に大きな生態系の変化をとまなう事業であるにもかかわらず、何の事前調査も環境アセスメントもやっていない（「鳥取県環境影響評価条例」ならびに「環境影響評価法」違反）

湖山池の面積 688ha は、「鳥取県環境影響評価条例」や「環境影響評価法」でアセスメントをしなければならないと規定している 100ha（鳥取県の条例の特別地域では 75ha）をはるかに超えている。さらに湖山池は、特別地域に該当する。

今回の事業では工事を伴ってはいないが、これらの法律や条例のそもそもの存在理由を考えれば、少なくとも自主アセスとしてアセスメントを実施すべきであったであろう。

ちなみに、国土交通省出雲河川事務所の島根県の大橋川の拡幅事業は、事業規模においてアセスメント対象でなかったにもかかわらず自主アセスとしてアセスメントをきちんと行なっている（鳥取県は、この事業のアセスメント結果についてかなりいろいろと意見や注文を言っていた）。5、6年前の岩美町の山林での風車建設事業計画でもアセスメント該当事業ではなかったが、猛禽類については自主アセスを行なっている。

5) 環境審議会の軽視

特別地域に該当する湖山池という大面積の地域の環境と生態系に著しい影響を与える事業であるにもかかわらず、環境審議会では何の審議もされていない。この審議会を規定している、鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例に対する違反でもある。

6) 県内の動植物の専門家の意見の無視

この事業の計画の話合いの段階で、地元の動植物の専門家は一人も委員会に呼ばれておらず、生息種や事業への意見聴取もなかった。このことが、湖山池の動植物相や生物多様性への無理解、多数のレッドリスト掲載種の存在を知らないま

まに県がこの事業を進めたことの最大の原因となっている。
また、カラスガイ保全案について水門開放以前から何度も相談を受けていた鶴崎と谷岡浩氏はこの事業の問題点を再三指摘したが、すべて無視された。問題点を指摘したパブリックコメントも完全に無視している。

7) 鳥取県民・鳥取市民に正しい知識・情報を与えていない
この事業を進めるにあたり県は市民にアンケートをとって、東郷湖なみの塩分にあげることに市民から多くの賛成意見をもらったとしているが、このアンケートは、この東郷湖なみの塩分というものは湖山池がこれまでに経験したことのない塩分であり、ここに古くから生息する動植物の生息に重大なダメージを与えることについて事前に何らの情報提供もしていないなかでおこなわれたものである。県の作成したパンフレットにはしきりにこの事業を「再生」「復活」とうたっており、本来なかったはずの水門を開けるのだから本来の塩分に戻ると誤解している市民が大半であろうと思われる。

また、カラスガイの移植個体の絶滅を報じた新聞などでも、「カラスガイの移植を専門家の意見を聞いて実施した」というような文言で回答しているが、私たちは鳥取県が提示した案に一度も同意しておらず、これは「カラスガイの移植について専門家の意見を聞いたが、専門家の意見を無視して、県の担当課だけの判断で実施した」というのが真実である。このように県の担当課はこの事業の問題点を市民・県民に伝えておらずきわめて不誠実である。

8) 山陰海岸ジオパークの世界ジオパーク再認定への影響
湖山池は山陰海岸ジオパークエリアの一部であり、湖山池の本来の自然環境を損なうことは、世界ジオパークの精神にも反する。湖山池の自然の正しい保全・教育活用がなされておらず、山陰海岸ジオパークの世界認定の見直しに悪影響をおよぼす。

		<p>9) 湖山池の自然について、今後、教育・文化面での活用ができない</p> <p>現在(2012年)作成中の砂丘検定テキストブックでは、編集サイドから、湖山池の動植物についての解説を求められたが、現在このような状態であるので、これは書けなかった。今後も県がおこなったこのでたらめな事業に触れずして、この内容は書けないであろう。</p> <p>鳥取県のレッドデータブックには次回改訂のおりには、カラスガイとニセマツカサガイの2種が「絶滅種」として掲載されるかもしれない。そのとき、絶滅の理由はこの事業であることが明記されることになる。レッドデータブックを発行して環境保全に生かさなければならぬ鳥取県が、このようなことをやって今度の環境行政は立ちゆかないことは明白である。</p> <p>▶要旨</p> <p>(1) 湖山池の水門を直ちに閉じて、汽水化事業を中止すること。 (2) 淡水による湖水の水循環を図るよう千代川と湖山池の間に水路設置について検討を始めること。また水質浄化についてはヒシ刈り取り船の導入など塩分導入以外の方策の検討を始めること。</p>		
--	--	---	--	--